入湯税に係る帳簿

月分 令和

課税対象となる 入湯客数合計 納入すべき 課税免除となる入湯客数 課税免除となる入湯客数 納入金の額 当該施設の 当該施設の 課税対象となる 課税対象となる 入湯客総数 入湯客総数 (人) (円) 利用者総数 利用者総数 入湯客数(人) 修学旅行 その他学校行事 ⑦(**※**1) 修学旅行 その他学校行事 ⑦′(※1) 入湯客数 (人) 合計 ③ 合計 ③' (⑦' +②' +⑨') (人) (人) 1,500円以下 ⑦′(※3) 小学生以下 ①′(※2) 小学生以下 6 (人) ①' (人) 4 2 2 (※2) (4+4)' (5×150) (2 - 3) $(\overset{\smile}{\mathscr{D}} + \overset{\smile}{\mathscr{A}})$ 10 13 15 16 25 26 27 28 29 31

^{※1} 学校(学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者

^{※ 2 12}歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

^{※3} 入湯に要する費用として1,500円以下の料金(消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を除く。)を負担して入湯する者